明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示の一部を改正する件（外務四七七）　一

告示

○外務省告示第四百七十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（平成二十二年外務省告示第四百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十二日

外務大臣　前原　誠司

一、の高徳院周辺地域の期間を「平成二十二年十一月十四日午前十一時から同日午後五時まで」に改める。